

[別紙1]

鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出（県が通知する日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：一貫作業システム等の低コスト化手法の実践が完了した日

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定通知後、原則、20日以内に補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857-26-7305 moridukuri@pref.tottori.jp